

第九管区海上保安本部公示第56号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年10月31日

第九管区海上保安本部長

猪瀬 雅樹（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名 称 北陸農政局土地改良技術事務所
住 所 石川県金沢市新神田4-3-10
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
区 域 七尾市中島地区（下図に示すとおり）
期 間 令和6年10月31日から令和7年1月30日までのうち30日間
- 3 水路測量の実施方法
トータルステーションにより測位し、水準標尺による測深を行う。
- 4 航行船舶に対する安全措置
作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

